

## 「都道府県社会的養育推進計画」策定要領

### (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

・平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
i 平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を最優先に計画を立てること。あくまで子どもの最善の利益を優先すること。	
ii 前記の基本的な考え方を踏まえて、計画を立てること。	
iii 計画の進捗を評価できるように、評価指標を把握すること。国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。	
iv 市区町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援(人材確保や人材育成のための研修や財政的支援など)、一時保護改革、フォスティング業務(包括的里親養育支援)、特別養子縁組推進、できる限り良好な家庭的環境とするための施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換への支援、子どもの自立支援、児童相談所機能強化、子どもの権利擁護(アドボカシー)等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。	
v 都道府県内の社会資源及び子ども家庭の状況を把握し、各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。	
vi 計画策定は、幅広い関係者の参画の下に行うこと。特に、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の参画を得て意見を求めること。その際には、例えば複数人の参画とし、必要に応じて第三者による支援など、適切に意見表明ができるよう留意すること。	

#### ■議論の視点等

○ 法改正の趣旨を踏まえ、家庭養育の推進、子どもの権利保障を図るための計画とし、検討。

## (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。
- ・ なお、平成28年改正児童福祉法では、児童福祉審議会は関係者からの報告や意見聴取ができることにするとともに、委員により高い公正性を求めることとした。また、国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定としている。都道府県においては、これを踏まえて取組を行うこと。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
i 施策の利用の決定に当たっては、子どもに十分な説明がなされることを徹底すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況（子どもへのアンケート調査、子どもの権利を擁護する仕組みの活用状況等）</li> </ul>
ii 特に、代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際には定期的(少なくとも半年に1回)に理由や見通しを含めて子どもに丁寧な説明をするとともに、意見表明できる年齢の子どもには、十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させること。ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない時にはその理由等を十分に子どもに説明すること。	

### ■ 議論の視点等

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者である子どもからの意見聴取方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里子 ～ 里子会の活用</li> <li>・ 児童養護施設入退所児童等 ～ 要検討</li> </ul> </li> </ul>
--

### (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、市区町村及び都道府県は、乳児家庭全戸訪問事業などの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などを盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定している。計画に盛り込む市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、2017年度に行われた中間見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関する内容(市区町村が中心となって実施している子どもに対する在宅支援サービスの取組等)を踏まえるとともに、更なる市区町村における子ども家庭支援を促進していくための方向性を示すものとして、以下の①・②を盛り込んだ内容を含めて策定すること。

#### ①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 以下の i ~ iv について、都道府県が行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
  - i 子育て世代包括支援センターの普及について
  - ii 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について
  - iii 市区町村の支援メニューの充実について(ショートステイ、トワイライトステイ事業等)
  - iv 母子生活支援施設の活用について
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画(都道府県が行う取組)を策定すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
ii 設置促進や活用にあたっては、「子育て世代包括支援センター業務ガイドラインについて」(平成29年8月1日付け子母発0801第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)、「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等を参考として、人材育成、関係機関との連携等について、支援体制等を検討すること。	
iii 今後の「市町村子ども・子育て支援事業計画」の見直し内容を順次反映すること。	

#### ②児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた計画(設置時期・設置する地域)を策定すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
i 児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置などを考慮して、市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を担ったり、フォスティング機関としての機能を担うなど、機能強化を図ること。	
ii 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討すること。	
iii 施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として各施設のほか、NPO法人や医療法人等多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるような働きかけを行うこと。	

#### ■議論の視点等

- 本計画は、第4期子ども未来づくり計画に内包し、策定。
- 第4期計画では、市町村における在宅支援サービス量等を見込む、子ども子育て支援事業支援計画も内包することとしており、「子ども子育て支援部会」が中心となって検討。
- 児童養護施設や里親、ファミリーホーム等が市町村における在宅支援サービスの利用や社会資源として活用される際の課題は何か。

#### (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 次により、代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。(別紙参照)

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等

#### ■ 議論の視点等

- 代替養育を必要とする子ども数を見込むに当たっては、これまでの児童養護施設への措置状況等を踏まえて検討

## (5) 里親等への委託の推進に向けた取組

### ① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務(フォスタリング業務)実施体制の構築に向けた計画を策定すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
<p>2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現する。その際、以下の点に留意すること。</p>	
<p>i フォスタリング業務の包括的な実施体制を構築するには、「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」(平成30年7月6日付け子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)を参照すること。</p>	
<p>ii 児童相談所の職員体制や、管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、フォスタリング業務の包括的な実施機関やその配置を検討すること。民間機関への委託の可否を検討するに当たっては、包括的にフォスタリング業務を担うことのできる民間機関を育成するという視点をもって、将来の委託可能性も含め、検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児里親委託率</li> <li>・ 里親養育の不調数</li> <li>・ フォスタリング機関実施数</li> <li>・ フォスタリング機関実績(開拓数、研修、支援、実親対応、家庭復帰支援、自立支援)</li> <li>・ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数(里親種別ごと)</li> <li>・ ファミリーホームのホーム数・新規ホーム数・委託子ども数</li> </ul>
<p>iii 民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、一部の業務のみを委託することも可能であるが、一貫した体制の下に継続的な支援が提供できるよう、一連の業務を包括的に委託することが望ましい。また、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親支援に取り組む児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられること。</p>	
<p>iv 民間フォスタリング機関へ委託する場合であっても、フォスタリング業務全体の最終的な責任は都道府県(児童相談所)が負うものであること。また、民間機関と児童相談所の連携が重要であり、児童相談所の体制及び役割分担も併せて検討すること。</p>	

## ②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

・ 2024年度時点(6年後)及び2029年度時点(11年後)における里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
<p>i (4)のiiiの(イ)による里親等委託が必要な子ども数から、現状の里親等委託子ども数を差し引いた上で、新たに確保が必要な里親数等を算出する。その上で、これを確保するための包括的な里親等支援体制の構築に向けた取組等を着実に進め、計画的に里親の確保及び育成を進めること。こうした取組や平成28年改正児童福祉法における家庭養育優先の理念と、その理念を反映した里親委託ガイドラインを踏まえた里親等委託の推進を勘案して、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点(6年後)及び2029年度時点(11年後)における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。その際、年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)に目標を設定すること。</p>	<p>&lt;再掲&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児里親委託率</li> <li>・ 里親養育の不調数</li> <li>・ フォスターリング機関実施数</li> <li>・ フォスターリング機関実績(開拓数、研修、支援、実親対応、家庭復帰支援、自立支援)</li> <li>・ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数(里親種別ごと)</li> <li>・ ファミリーホームのホーム数・新規ホーム数・委託子ども数</li> </ul>
<p>ii なお、乳幼児、特に3歳未満の里親委託を優先することに留意すること。</p>	
<p>iii 国においては、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。</p>	
<p>iv 里親の開拓においては、子どもが生活している地域で里親委託を受けられることができないなど、地域ごとの里親の確保にも配慮して行うこと。</p>	
<p>v 保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、各年度とも、代替養育を必要とする子ども数を満たし、里親等を中心に施設も含めた十分な受け皿を確保することに留意すること。</p>	
<p>vi ファミリーホームについては、養育者が里親登録を受けている場合に限り、制限すること。</p>	
<p>vii なお、国においては、計画策定過程における都道府県からのヒアリングの実施や、モデル的な取組を検証し、その成果を横展開していくこととしている。また、都道府県においてフォスターリング機関事業を構築・強化するため、国において支援チームを結成し、助言等の支援を講じていく。</p>	

### ■議論の視点等

- フォスターリング業務における課題は何か。
- 児相では、家庭での養育が困難な場合は、子どもの状態や保護者、子どもの希望を踏まえ、措置先等を決定している。
- 委託する子どもの見込み数を推計することは、その目標を達成するために措置先等を定めることになりかねず、子どもにとって最良の方法による養育環境の提供に繋がらない可能性がある。
- 一方で、養育環境を整備するための一定の目安にはなるのではないか。

## (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
<p>i パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、その活用を十分考慮したソーシャルワークを行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数</li> <li>・ 特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数</li> <li>・ 民間あっせん機関に対する支援、連携状況</li> </ul>
<p>ii 平成28年改正児童福祉法により特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制を検討し、養子縁組が適当と考えられる子どもについて積極的に養子縁組を検討すること。また、地域の実情に応じ、民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討すること。</p>	
<p>iii 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。なお、現在、民法改正が検討されており、特別養子縁組の年齢制限等が変更になる可能性があることに留意すること。</p>	
<p>iv なお、国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。</p>	

### ■議論の視点等

- 特別養子縁組を推進するにあたっての課題は何か。

## (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### ① 施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 施設で養育が必要な子ども数の見込みを推計すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
<p>i (4)で算出した「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)のiiiの(イ)における算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。</p>	
<p>ii iで算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。</p>	
<p>iii 平成28年改正児童福祉法の公布通知においては、「特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする」ことを明確にしたことを踏まえて、見込むこと。</p>	
<p>iv 子どものニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化、里親委託、親子関係再統合など様々な取組を進めてきたところであり、更に子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、家庭復帰や里親委託等へとつなげられるよう取り組むこと。なお、国においては、施設入所が長期化に至るケースの調査・分析を行う予定としている。</p>	

## ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」(平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)を踏まえ、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
<p>i 都道府県においては、施設で養育が必要な子どもの見込み数や、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握し、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設での養育が必要な子ども数((4)のiiiの(イ)による里親等委託が必要な子ども数から推計)</li> <li>・ 施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の入所子ども数</li> <li>・ 専門職の即時対応等のケアニーズが高い子どもに専門的なケアを提供できる施設(児童心理治療施設、児童自立支援施設を含む。)の入所子ども数</li> <li>・ 児童家庭支援センター設置率</li> <li>・ 多機能化した母子生活支援施設数(モデル事業としての産前・産後母子支援事業や、ショートステイ・ワイルドステイ等)</li> <li>・ 施設の入所期間別の子ども数</li> </ul>
<p>ii その際、都道府県等においては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。なお、国においても、施設整備補助の審査に当たって、必要性和計画性を精査する。</p>	
<p>iii 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。</p>	
<p>iv こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。</p>	
<p>v なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに</li> <li>・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う</li> </ul> <p>といった工夫を行うこと。</p>	
<p>vi 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。</p>	
<p>vii 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合に、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。</p>	
<p>viii 各施設に対して、こうしたことを通じて、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組むことを求める。</p>	
<p>ix その際、各都道府県における代替養育を必要とする子ども数の見込み、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な子ども数などを勘案して、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。</p>	

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
<p>x なお、厚生労働省においても、こうした各施設における取組に対する財政支援に最大限努力するとともに、取組状況の確認・向上につなげるため、今後、第三者を含む評価の在り方を検討する。また、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた検討に資するための「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」の逐次の改正や、小規模かつ地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な支援を講じていくとともに、将来的な措置費等の在り方についても検討していく。</p>	
<p>xi 児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示す。</p>	
<p>xii また、母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する。</p>	

■議論の視点等

<p>○ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図る上での課題は何か。</p>
--

## (8) 一時保護改革に向けた取組

- ・「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県等は、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
<p>i 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設(「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」(平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、児童養護施設等(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設)において、本体施設とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施するための施設をいう。以下同じ。)や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護所での一時保護子ども数</li> <li>・ 委託一時保護子ども数               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親</li> <li>・ 一時保護専用施設                   <ul style="list-style-type: none"> <li>うち敷地外のもの数</li> </ul> </li> <li>・ その他の施設</li> </ul> </li> <li>・ 研修を受けている職員数</li> <li>・ 平均一時保護日数</li> </ul>
<p>ii 一時保護の環境及び体制整備については、「一時保護ガイドライン」にあるように、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要があること。この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要であること。</p>	
<p>iii 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有することから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、平成28年改正児童福祉法第3条の2に規定する子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは「できる限り良好な家庭の環境」にあって、個別性が尊重されるべきものであること。</p>	
<p>iv 一時保護の見直しを検討する際には、「一時保護ガイドライン」においても示しているとおり、一時保護は子どもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人一人の子どもの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意すること。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと。</li> <li>・ 一時保護された子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとともに、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要であること。</li> <li>・ 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討すること。</li> <li>・ 可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与すること。</li> </ul> <p>などに留意すること。</p>	
<p>v 国において、一時保護の状況について、都道府県等に対し調査し、把握する。</p>	

### ■議論の視点等

○ 子どもの権利を保障する観点から、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるよう里親家庭や児童養護施設(一時保護専用施設)などで一時保護できる環境を整備するにあたっての課題は何か。

## (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画(実施予定時期、実施メニュー)を策定すること。
- ・また、自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組についても、実施に向けた計画を策定すること。

計画策定に当たったの留意点	評価のための指標例等
・代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援については、行政としての責務である。そうしたことも踏まえて早期の実施に努めること。	・社会的養護自立支援事業の実施率 ・代替養育経験者等のフォローアップの状況 ・自立援助ホームの実施か所数、入居者数

### ■議論の視点等

- 社会的養護自立支援事業等、国において制度設計がされていることから、北海道及び札幌市において詳細を検討する予定。
- 自立援助ホームについては、団体とも協議し、課題等を整理する予定。

## (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

### ① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す。
- ・中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
i 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県等における中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載すること。	
ii その際、都道府県と設置希望自治体との個別の具体的な協議の進め方(都道府県と市区合同の協議体や連絡会議等連携・情報共有の方法)、都道府県の体制や一時保護所の相互利用の方法等について、留意すること。	
iii 国においては、平成28年改正児童福祉法附則第3条の規定に基づき、設置に向けた支援など必要な措置を講じる。	

### ② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・児童相談所における各都道府県等(児童相談所)職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

計画策定に当たっての留意点	評価のための指標例等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年改正児童福祉法及び児童相談所強化プランに沿った都道府県等(児童相談所)の職員(※1)の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載すること。</li> <li>※1 児童福祉司(スーパーバイザーを含む。)、児童心理司、医師又は保健師、弁護士(準ずる措置(※2)を含む。)</li> <li>※2 「準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。(単に法令事務の経験を有する行政職員等弁護士資格を有しない者の配置は、「準ずる措置」には含まれない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核市の児童相談所設置率</li> <li>・特別区の児童相談所設置率</li> <li>・児童福祉司(スーパーバイザーを含む。)及び児童心理司数</li> <li>・弁護士数(うち常勤数)</li> <li>・医師及び保健師数</li> </ul>

### ■ 議論の視点等

- 行政組織等に関する内容であることから、北海道及び札幌市において検討する予定。